

発話・文・形式について

服 部 四 郎

阪倉篤義さんは、本誌第35輯の「昭和三十三年における国語学
界の展望、総記」において、拙文「ソシュールの langue と言語
過程説」(『言語研究』32号)を正確に紹介し(尤も、お手紙によ
ると、6頁上欄最後の行の「服部」は「時枝」の、7頁上欄8行
の「なかった」は「あった」の誤りなど、二三の誤植がある)、
且つ数個の点についての批評を公にされた。私は特にこの批評の
部分を有益に拝読した。

私が、「アタタカイ」[↑]という文と「アタタカイ」[↓]という文
は同じ(『述語』)文型を有し、その意義の違いは音調の型の違いに
依る、と考えているのに対し、阪倉さんは、後者は「終止形述語
文型に確認的判断の音調の型(↘)」の加わった「確認的判断文」、
前者は「連体形述語文型に質問の音調の型(↗)」の加わった「質
問文」だとされる。(7—8頁。ただし、原文では「前者」と
「後者」が入れかわっているが、前後の関係から、ここに記した
ように解釈される。)

また、阪倉さんによると、「シズカダ」「アタタカイ」「トンデ
イル」はいずれも「終止形文型」であり、「シズカ」[↑]「シズカナ
ノ」[↑]「シズカナノ」[↑]とあるのは誤植だと言う。「アタタカイ

ノ」[↑]「トンデイル」[↑]はいずれも「質問文」であり、「単純な質
問の音調の型(↗)」は、連体形文型に加えられるものである」と
言うから、「シズカ」[↑]「シズカナノ」[↑]「アタタカイ」[↑]「トンデイル」[↑]
は「連体形文型」だということになる。

かくして、「アタタカイ」[↑]「トンデイル」[↑]は「終止形(述語)文型」
でも「連体形(述語)文型」でもあり得るのに対し、「シズカダ」[↑]
は「終止形文型」であるということになり、また阪倉さんは、
アタタカイ および トンデイル は「終止形」形式^だであり、
ダ は「終止形式」である、としておられる(8頁上欄)。
一方、「問い返し音調の型(↗)」は終止形文型に加えられる、
という(8頁上欄)。

そこで色々の疑問がおこる。阪倉さんの言われる「終止形述語
文型」と「終止形文型」、「連体形述語文型」と「連体形文型」と
は、夫々同じものであろうか、別のものであろうか？

私に従えば、それは同じものでなければならぬ。「文型」と
は「文」の型であり、文はその末尾で「表現者」が「前面に出て来
る」のが特徴である(拙文28頁)と考えるからである。授業中に松
本昭さんが、私のいう「(主語+述語)文型」は「(主語+述語)

「統合型」と「文の終末」とに分析すべきではないか、と言う意味のことを言われたが、これは傾聴に備する意見だと思ふ。なぜなら、たとえば、

「コレワオモシロイ」

「コレワオモシロイトイツタ」

という二つの文において、前者の「コレワオモシロイ」には「主語＋述語」文型」が加わり、後者のそれには「主語＋述語」統合型」が加わるとする代りに、松本さん式に考えれば、両者ともに「主語＋述語」統合型」が加わるとしてよいことになるからである。

さて、このように考えると、更に次の疑問が生ずる。「音調の型」と「述語文型」との結びつきには、何らかの制限があるように思われるが、その制限はどういうものであろうか？
もし、

() は「終止形述語文型」に加わる。

() は 〃 (同右)

() は「連体形述語文型」に加わる。

というような制限があるとすれば、一定の音調の型には一定の述語文型が伴うことになるから、音調の型の区別を認めれば、述語文型の(終止形、連体形の)区別を認める必要はなくなるであらう。(ただし、音調の型と文型とは区別する必要がある。文に現れる音調の型は、引用文にも現れ得る。)

また、もし、

() は「終止形述語文型」または「連体形述語文型」に加わる。

() は 〃 (同右)

() は「連体形述語文型」に加わる。

という制限があるのならば、

() の加わる形式は、シズカダ、シズカ、シズカナ、アタタカイ、トンデイル

() の加わる形式は、(同右)

() の加わる形式は、シズカ、シズカナ、アタタカイ、トンデイル

という制限もあるのだから、私のように、シズカダ という形式は第一人称者の判断を表わす終止形式で、その他の形式はそうではない、と、形式そのものの意義素および職能の差異を認めれば、「述語文型」の二種の区別は認める必要がなくなるであらう。阪倉さんも、

アタタカイ、トンデイル (終止形)形式

ダ 終止形式

と、「形式」そのものを区別しておられるように見える。

要するに、どの音調の型にも両種の「述語文型」が結びつき得ることを証しなければ、「述語文型」に二種の区別を設ける必要があることは、明かにならないと思ふ。

次に疑問となるのは、右にも引用したように、阪倉さんは、ダを「終止形式」、アタタカイ、トンデイルを「終止形」形式」として、区別しておられるが、() の中に「終止形」を入れら

れたのはどういう意味だろうか、という点である。この()の中には「連体形」も入り得るのだろうか？ 即ち、アタタカイ、トンデル に「連体形述語文型」が加わった場合に、これらの形式は「連体形」形式となるのだろうか？ もしそうだとすれば、

「アタタカイ」⇨(終止形)形式+終止形述語文型+

「アタタカイ」⇨(連体形)形式+連体形述語文型+

ということになり、「終止形」および「連体形」という限定が、形式の場合も述語文型の場合も、余分不要のものとなると思う。

私の分析は

「アタタカイ」⇨終止+連体形式+述語文型+

「アタタカイ」⇨終止+連体形式+述語文型+

となる。即ち、アタタカイ、トンデル は常に同一の形式(「連体+終止形式」)であるとす。また、その意義素は、文型や音調のそれとは独立であるとするにもなる。

さて、阪倉さんの文章を読んで特に興味深く思ったのは、次のような事実が指摘されている点である。

「シズカダ」⇨「アタタカイ」

「シズカ」⇨「アタタカイ」

「シズカナノ」⇨「アタタカイノ」

阪倉さんが、「シズカ」の代りに「シズカナ」^ノとされなかったのは、おそらく、私の言語と同様、それが不可能なためではな

いか？ 私の言語では、「シズカナ」^ノは可能だが「シズカナ」^ノは不可能である。

シズカダ は「終止形式」であり、シズカナ は「連体形式」であって、ともに^ノをとり得ないのに、シズカナノ はアタタカイノ およびアタタカイと同様、^ノをとり得る。私は、シズカナノ のシズカナ は、名詞一般を修飾する連体形式のシズカナ と同一形式だとほんやり考えていたが、両者は別の形式なのだ。従って、シズカナの^ノと、シズカナノの^ノとは別の形式だということになる。両者は職能上次のような差異もある。

シズカナノ

本ナノ

シズカナ

×(本ナ)

即ち、名詞一般を修飾する ホンナ という形式はない。また、ホンナノ の^ノはシズカナノ の^ノと同一の形式であると認められる。なお、ダが第一人称者の判断を表わすのに対しシズカナノ の^ノは不定人称者のそれを表わすのであろう。アタタカイノ、トンデルノ などの^ノは、不定人称者の判断を表わす形式に接尾し、第一人称者のそれを表わす形式には接尾し得ないので、シズカダノ、ホンダノ という形式の代りにシズカナノ、ホンナノ という形式があるのであろう。(因みにホンダノ ノートダノ イロイロノ モノガ などという場合のダノ の^ノは、右の^ノとは別の形式である。)

次に、阪倉さんは、発話者が嘘をつく場合を問題にして、左のように書いておられる。「この場合、「発話の意味」としては、発

話者の匿そうとした意識内容も含めて、そう定義することもできることは『国語国文』一月号一四頁に言われるごとくであるが、しからばその場合、匿そうとする意識内容が、普通には、それを積極的に表わそうとする文(ラング)に託して表現されるという、その事情は、どのように説明すべきであろうか。もしまた、前者のごとくに匿そうとする意識内容を発話の意味から除外するという立場をとった場合には、「発話の意味」以上のものが聞き手に把握される、その事情が、やはり分析的に説明されなければならぬであろう。しかもこれは、「嘘をつく」という言語活動を説明するためにもっとも大切な点であろう。服部博士においては、当然のことながら、言語は主として聞き手の側から——つまり表現されたものとして、説明されている。(8頁下欄)

まず第一に、私がああ論文の問題の箇所、発話者側の発話活動における心理過程を特に詳しく記述しなかつたのは、あの議論を展開する際、それが必要でなかつたため、それが不可能だったためではない。

次に、念のために附言すれば、「発話者の匿そうとした意識内容」を「発話の意味」の中に含ませるか、それから除外するかは定義の問題に過ぎない。どう定義しようと、現象そのものには変りがないことは、言うまでもない。ここでは仮りに、それを除外した場合を「狭義」、含ませる場合を「広義」と呼ぶことにしよう。

また、「匿そうとする意識内容」は、発話の音声や表情などに現れることはあるが、文によつて(尤も、阪倉さんが「に託して」と言われるのは「によつて」というのとは異なるかも知れないが)

表わされることはない。

さて、以上の注意書きの後に、発話者が、問題の人物は信用がおけないということを知りつつ、ひどくまじめな声色・調子で『あの人は、信用のおける人だ。』と発話して嘘をつく場合の心理過程の分析的記述を試みよう。

まず、発話者は、問題の人物が信用がおけないことを知っているが、そのことを知らない話し相手にそれを伝達すると、何らかの点で自分に不利なので、その知識(意識内容)を相手に伝達しないでおこう、即ち匿しておこう、と考える。その目的を達するために色々な方法がある。たとえば、ただ黙っていることもできる。しかし、積極的に相手をだました方が有利だと考えたとする。すると彼は、たとえば、「アノ ヒトワ シンヨーノ オケル ヒトダ。」という文に該当する発話を発して嘘をつくこととなる。なぜなら、この文に該当する而もひどくまじめな声色・調子の発話は、その表わす意味(狭義)を正直に伝達しようとするときに発せられるのが普通であり、その発話を聞いた聞き手はそれを信用するのが普通だから、この場合の話し相手も同じ反応を起すであろうことを、発話者は知っているからである。しかしながら、同一の右記の文に該当する発話を発する際の発話者の心理活動は、嘘をつく場合と、正直に発話する場合とは、共通点もあるが、異なつてもいる。

まず、右の文に該当する発話の「意味」(狭義)を意識している点が共通である。因みに、念のために言うが、この「意味」がこの発話の該当する文の「意義」と異なることは、言うまでもな

い。たとえば、文の「アノ ヒトワ」という断片は特定の人物を表わさないが、発話の『あの人は』という断片は特定の人物を表わす、と概略的に言い得る、等々。

異なる点は、この発話活動の進行過程を通じて、嘘をつく場合は、発話者の意識において、「自分は嘘をついているのだ」という意識が、言わば裏を流れているのに対し、正直に発話する場合にはそういうことがない、という点である。そこで、この意識の差異が、発話の音声などに微妙に反映し、話し相手に気づかれる場合もあるのである。

私が、匿そうとした意識内容も含めて、「発話の意味」と定義することもできる、といったのは、この「裏を流れる」意識をも含めて、発話活動の過程中の意識内容を「発話の意味」と定義することもできる、という意味である。

要するに、発話活動の際の心理過程も、諒解活動の際の心理過程と同様、ラングの概念を仮定することにより、ヨリ良く説明することができる和思考。

発話者が嘘をつき、且つ相手をだますことができるのは、発話者ならびに話し相手の両者において、両者に共通のラング的特徴を有する言語活動（発話活動ならびに諒解活動）をいとなむ習慣が確立しているからであり、発話者が嘘をつく気になるのも、彼自身がそのことを知っているからである。発話活動が一種の心理生理過程であることに注意しても、ラングを否定するならば、嘘をつくということさえ満足には説明できないと思う。